

英国における税務戦略の開示義務 - 税務戦略の見直し及び更新の必要性

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

英国の税法は、適格大法人に対し、毎会計年度末までに英国における税務戦略を公表することを義務付けています。これにより、3月決算の企業グループは、2019年3月31日までに自社の税務戦略に関する説明資料を作成し、ウェブサイトで公開する必要があります。

多くの日系企業グループは、3月決算を採用していることから、2019年3月期が税務戦略開示義務の開始2年目に当たりますが、前年の税務戦略をそのまま踏襲するだけでは、対策として不十分であることを認識しておく必要があります。企業は、税務に対する最新のアプローチが正確に反映されるよう、税務リスク及び税務当局とのコミュニケーションに対する姿勢や管理の変更を考慮して、税務戦略について毎年見直しを行い、更新する必要があります。

英国における税務戦略の主要事項

英国に子会社を有する多国籍企業(MNE)は、OECDの国別報告(CbCR)フレームワークの基準値(750百万ユーロ(約935億2千万円)超のグループ総売上高、または英国のグループもしくはサブグループで2億ポンド超の総売上高または20億ポンド超の総資産)を満たす場合、英国における税務戦略をウェブサイトで公表する必要があります。税務戦略は、英国子会社の取締役会が承認し、事業の全体的な戦略及び運営方針に沿ったものでなければなりません。

英国税務当局(HMRC)は、税務戦略開示義務導入の際、英国企業が法的要件を満たすことを支援するためのガイダンスを発表し、2018年にこれを更新して報告要件のさまざまな事項を明確にしています。

最新のガイダンスによれば、英国における税務戦略には次の項目を含める必要があるとしています。

- ▶ 英国における税務リスクの管理方法
- ▶ タックスプランニングに対する企業の姿勢
- ▶ 英国における課税リスクの許容水準
- ▶ HMRCへの対応方針
- ▶ 税務戦略が遵守している法律の具体的な条項の詳細
- ▶ 税務戦略が関連する会計年度
- ▶ 課税に関するその他の関連情報

さらに、最新ガイダンスは、税務戦略にどのような事項を含めるべきかという指針に加え、MNEグループに属する英国を頂点とするグループ、英国のサブグループまたは英国の単独法人の要件に関する詳細情報を提供しています。英国における税務戦略の開示が2年目となる企業グループは、最新のガイダンス順守を念頭に置く必要があります。

英国の税務当局は、税務戦略の公表義務は年次要件であり、税務戦略が前年から変更がないと判断されたとしても、企業は毎年その税務戦略の見直しを実施し、公表すべきであると強調しています。

なお、税務戦略が前年度と大きく変わらない場合であっても、以下のいずれかに当てはまる場合には、より大きな修正が必要となる可能性があります。

- ▶ 企業が英国の企業を買収または譲渡した
- ▶ 企業が新しい英国企業もしくは事業を設立した、または既存の会社を清算した
- ▶ グループ構造に大きな変更があった
- ▶ 過去には得られなかった当局とのクリアランス(事前照会)を取得した
- ▶ HMRCとのコミュニケーションに変更があった
- ▶ 以前の戦略に含まれていた事項に関する問題があった(期限内申告の遅延、罰則または税務調査の指摘事項等)

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ヨアヒム・ストッブズ
クレア・ブル

パートナー
シニアマネージャー

joachim.stobbs@jp.ey.com
clare.bull@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190207

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp